

第16号議案

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市遺児手当支給条例及び蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

(蒲郡市遺児手当支給条例の一部改正)

第1条 蒲郡市遺児手当支給条例(昭和48年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例において「遺児」とは、18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)に在学する者を含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

第3条第1項ただし書中「(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部」を削る。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部若しくは中学部」を「小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。